

2025 年度・神奈川地方最低賃金審議についての要望書

1990 年代以降、30 年以上にわたる医療費抑制政策は今もなお続いており、私たちの賃金水準は他産業から遅れを取り、ここ数年は物価高騰も加わりその差が拡大する傾向にあります。

私たちの職場で働く仲間の要求は、賃金の引き上げを求める声が最も多く、2 番目に人員不足解消となっている。しかし低賃金過密労働の実態から、離職に歯止めがきかず、募集に対して入職者数が追いつかない状況で、このまま人員の確保がままならなければ、地域医療が守られない状況となりかねません。

一方で、私たちの職場で、最賃に抵触する職種も年々増えており、最賃の引き上げと現場の賃金の状況が直結しており、最賃の引き上げが地域の医療・介護崩壊の歯止めとなる重要な点となっています。同時に全国 6 割を超える病院が赤字経営の状況で、当院も例にたがわず赤字となっており、賃金の引き上げには、価格転嫁できない公定価格であることから、国の制度改善も重要です。国や関係機関への具申をお願いしたい。

医療や介護は、全国一律の診療報酬でありながら、同じ資格で同じ仕事をしているのに、働く場所（病院）や地域（都道府県や市町村）、雇用形態によって賃金に格差があることは不正常で、実際には働く地域によっての賃金格差は大きく存在し、その格差は地域最賃の格差とほぼ比例しています。医療や介護は、地域社会の基盤としてなくてはならないものであり、地域住民のいのちと健康、生活を守り支える医療機関や介護施設は、その一方で地域住民から支えられて経営が成り立っている仕組みにもなっています。当然その地域の経済水準によって運営が影響され、民医連や医療生協では地域住民の出資金などに支えられています。よって、地域住民の賃金水準（地域最賃水準）が上がらない中で、例えば看護師の賃金を引き上げることが理解が得られないなどとして、経営側が賃上げできない理由にすることが見られます。全国一律の最賃制度の確立とその水準の引き上げは、医療・介護労働者の地域間格差是正と底上げにとって極めて重要な課題です。

以上の点を踏まえ、2025 年度の神奈川地方最低賃金改定の議論にあたって、下記事項について審議会で議論し実行していただくよう、要望します。

記

1. 神奈川地方最低賃金時間額を「今すぐ時間額 1500 円以上」にしてください。
2. 県内の生計費を満たす賃金水準を議論し、その水準まで最低賃金を引き上げてください。
生計費を満たす賃金水準について、県民的な議論ができるよう発信してください。
3. 地方ごとの最賃額の格差の是正（額・率とも）や、全国一律最低賃金制度について議論していただき、関係機関に意見を具申してください。
4. 賃金上昇分の価格転嫁の実現をはかる施策の実行や、社会保険料の軽減など中小企業支援策の抜本的強化の実施について、国など関係機関に意見を具申してください。



2025 年 7 月 11 日

横浜勤労者福祉協会労働組合
執行委員長 相楽葉子

